

## 資料編

## 1 主な関連年表

実施年	国連関係	国内
1945年 (昭和20年)	6月「国連憲章」及び「国際司法裁判所規程」サンフランシスコで調印	
1947年 (昭和22年)		9月「労働基準法」施行
1948年 (昭和23年)	12月「世界人権宣言」採択	1月「児童福祉法」施行 12月「民法」改正
1949年 (昭和24年)	12月「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」(人身売買禁止条約)採択	6月「人権擁護委員法」施行
1950年 (昭和25年)		4月「身体障害者福祉法」施行 5月「生活保護法」施行 5月「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」(精神保健福祉法)施行
1951年 (昭和26年)	7月「難民の地位に関する条約」(難民条約)採択	6月「社会福祉法」施行 11月「出入国管理及び難民認定法」施行
1953年 (昭和28年)	3月「婦人の参政権に関する条約」(婦人参政権条約)採択	
1955年 (昭和30年)		7月「婦人の参政権に関する条約」締結
1957年 (昭和32年)		4月「売春防止法」施行
1958年 (昭和33年)		5月「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」締結
1959年 (昭和34年)	11月「児童の権利に関する宣言」採択	
1960年 (昭和35年)		4月「知的障害者福祉法」施行 7月「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行
1963年 (昭和38年)		8月「老人福祉法」施行
1964年 (昭和39年)		7月「母子及び父子並びに寡婦福祉法」施行
1965年 (昭和40年)	12月「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)採択	
1966年 (昭和41年)	12月「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」[国際人権規約(社会権規約)]、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」[国際人権規約(自由権規約)]、「市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書」採択	7月「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」施行
1967年 (昭和42年)	1月「難民の地位に関する議定書」採択	
1969年 (昭和44年)		7月「同和对策事業特別措置法」施行

1970年 (昭和45年)		5月「障害者基本法」施行
1971年 (昭和46年)		10月「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」施行
1972年 (昭和47年)		7月「勤労婦人福祉法」施行
1973年 (昭和48年)	11月「アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約」採択	
1975年 (昭和50年)	12月「障害者の権利に関する宣言」採択	
1979年 (昭和54年)	12月「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)採択	6月「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」「市民的及び政治的権利に関する国際規約」締結
1980年 (昭和55年)	10月「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」(ハーグ条約)採択	
1981年 (昭和56年)	12月「国連障害者の10年」(1983年～1992年)の決議を採択	1月「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」施行 10月「難民の地位に関する条約」締結
1982年 (昭和57年)		1月「難民の地位に関する議定書」締結 4月「地域改善対策特別措置法」施行
1984年 (昭和59年)	12月「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」(拷問等禁止条約)採択	
1985年 (昭和60年)		1月「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」施行(子の国籍取得父系主義から父母両系主義等に一部改正) 6月「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」締結
1986年 (昭和61年)	12月「発展の権利に関する宣言」採択	4月「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(男女雇用機会均等法)」改正施行 10月「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高年齢者雇用安定法)改正施行
1987年 (昭和62年)		4月「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地对財特法)施行
1989年 (平成元年)	11月「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)採択 12月「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書」(死刑廃止)採択	
1990年 (平成2年)	12月「全ての移住労働者及びその家族の権利保護に関する条約」採択	
1991年 (平成3年)		11月「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」施行
1992年 (平成4年)	10月「国際高齢者年」(1999年)の決議を採択	4月「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法)施行
1993年 (平成5年)	12月 国連人権高等弁務官を新設、「世界の先住民の国際の10年」を宣言	

実施年	国連関係	国内
1994年 (平成6年)	12月「人権教育のための国連10年」を宣言	4月「児童の権利に関する条約」締結 9月「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法)施行
1995年 (平成7年)	9月「第4回世界女性会議」で「北京宣言及び行動綱領」採択	12月「高齢社会対策基本法」施行 12月「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」締結
1996年 (平成8年)		12月 男女共同参画推進本部「男女共同参画2000年プラン」策定
1997年 (平成9年)		3月「人権擁護施策推進法」施行 3月「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法)の一部改正 7月「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(アイヌ文化振興法)施行 7月「北海道旧土人保護法」廃止 7月「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画」策定 10月「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律(男女雇用機会均等法)」改正施行
1998年 (平成10年)		4月「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高齢者雇用安定法)一部改正:60歳以上定年制義務化 7月「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令」の一部改正:障害者雇用率引き上げ(民間企業1.8%、国・地方公共団体等2.1%) 11月「被災者生活再建支援法」施行
1999年 (平成11年)	10月「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択	4月「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」施行 4月「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」改正施行 4月「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行 6月「男女共同参画社会基本法」施行 6月「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」締結 7月 人権擁護推進審議会「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」答申 11月「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」(児童買春・児童ポルノ処罰法)施行

実施年	国連関係	国内
2000年 (平成12年)	5月「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」及び「児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択	4月 成年後見制度改正（「民法」一部改正等） 4月 外国人登録法による指紋捺印制度廃止 4月 「介護保険法」施行 6月 「社会福祉法」改正施行 10月 「民事法律扶助法」施行 11月 「児童虐待の防止等に関する法律」施行 11月 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 11月 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）施行 11月 「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」（犯罪被害者保護法）施行 12月 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行
2001年 (平成13年)		4月 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（情報公開法）施行 5月 人権擁護推進審議会が「人権救済制度の在り方について」（諮問第2号答申）を提出 7月 「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」施行 8月 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（高齢者居住安定確保法）施行 10月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行 12月 人権擁護推進審議会が「人権擁護委員制度の改革について」（諮問第2号に対する追加答申）を提出 12月 「高齢社会対策大綱」閣議決定
2002年 (平成14年)	1月 「児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」発効 2月 「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」発効 7月 「国際刑事裁判所規程」発効	3月 「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定 5月 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）施行 8月 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行 10月 「身体障害者補助犬法」施行 12月 「障害者基本計画」閣議決定

実施年	国連関係	国内
2003年 (平成15年)		1月「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」施行 5月「個人情報の保護に関する法律」施行 9月「少子化社会対策基本法」施行 9月「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」施行
2004年 (平成16年)	12月「人権教育のための世界計画」採択	7月「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行
2005年 (平成17年)		4月「犯罪被害者等基本法」施行 4月「発達障害者支援法」施行 4月「個人情報保護法」全面施行
2006年 (平成18年)	3月「国連人権理事会」の創設を採択 12月「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」(強制失踪条約)採択 12月「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)採択	4月「障害者自立支援法」施行 4月「公益通報者保護法」施行 4月「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 6月「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行 10月「自殺対策基本法」施行 12月「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行
2007年 (平成19年)	9月「先住民族の権利に関する国際連合宣言」採択	
2009年 (平成21年)		4月「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行 7月「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」締結
2010年 (平成22年)		4月「子ども・若者育成支援推進法」施行
2011年 (平成23年)	6月「ビジネスと人権に関する指導原則」承認	
2012年 (平成24年)		6月「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」(子ども・被災者支援法)施行 7月「出入国管理及び難民認定法(入管法)」改正 7月「住民基本台帳法の一部を改正する法律」施行(外国人登録法・外国人登録制度廃止) 10月「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行
2013年 (平成25年)		4月「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)施行 4月「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令」の一部改正：障害者雇用率引き上げ(民間企業2.0%、国・地方公共団体2.3%) 5月「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」(ハーグ条約)締結 6月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」制定 9月「いじめ防止対策推進法」施行

実施年	国連関係	国内
2014年 (平成26年)		1月「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行 1月「障害者の権利に関する条約」締結 4月「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」施行 11月「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」
2015年 (平成27年)	9月「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択	4月「生活困窮者自立支援法」施行 4月「子ども・子育て支援法」施行 4月「藤沢市子どもをいじめから守る条例」施行 9月「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)施行
2016年 (平成28年)		4月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)施行 5月「成年後見人制度の利用の促進に関する法律」施行 6月「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」施行 12月「部落差別の解消の推進に関する法律」施行 12月「再犯の防止等の推進に関する法律」施行
2017年 (平成29年)		1月「難病の患者に対する医療等に関する法律」施行 2月「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」施行 11月「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」施行
2018年 (平成30年)		5月「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 6月「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行 12月「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」施行
2019年 (令和元年)		4月「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」施行 4月「旧優性保護法に基づく優性手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」施行 5月「アイヌ民族の誇りが尊重される社会を施策の推進に関する法律」施行 6月「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」施行 6月「日本語教育の推進に関する法律」施行 11月「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行
2022年 (令和4年)		4月「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」施行 5月「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)」施行
2023年 (令和5年)		4月「こども家庭庁設置法」施行 4月「こども基本法」施行

## 2 人権に配慮した表現等に関する留意事項について

日常生活の中で何気なく使用している言葉や表現、イラスト、写真等には、無意識のうちに他人を傷つけたり、差別や偏見を助長したり、固定的な考え方を押し付けたりするような表現が含まれていることがあります。

日常生活で使用する表現や普段の行動には、一人ひとりの人権意識が表れます。日頃から差別的な表現や偏見が無いか、どのような表現が望ましいのか、どのような配慮が適切か考えることが大切です。表現等について考えることをきっかけにして、様々な人権課題についてより認識を深め、日常生活における人権意識を高めていきましょう。

### 留意点 1

性別が偏った表現等を使用していませんか。

#### ■性別に中立な表現にしましょう。

すべての性別を対象としているにもかかわらず、一方だけをイメージさせる表現等を使用すると、もう一方が対象ではないという印象を与えることがあります。

×	○
父兄	▶ 保護者 おうちのひと など
OB	▶ OB・OG、出身者など
サラリーマン・OL	▶ 会社員など
行政マン	▶ 市職員、自治体職員、行政職など
フレッシュマン	▶ 新入社員
キーマン	▶ キーパーソン

#### ■いずれかの性別だけに使用する表現を使わないようにしましょう。

特に理由なく男性と女性で異なる表現をすることは、公平ではありません。また、職業や立場等であえて女性を冠する表現は、女性が例外的、特殊であるという印象を与えることがあります。

「女」を「男」に入れ替えて違和感がある表現は使わないようにしましょう。男女雇用機会均等法の施行等により、資格や職業の名称も、性別にかかわらず同じ名称になっています。

×	○
男性を「氏」、女性を「さん」とする	性別で表記を使い分けない
主人	▶ 夫
家内	▶ 妻
女○○ (女医、女性弁護士、女流作家)	▶ 冠詞として「女」をつけないように表現する(医師、弁護士、作家)
保母	▶ 保育士
看護婦 保健婦	▶ 看護師 保健師
女子職員 女子社員	▶ 職員 社員など
スチュワーデス	▶ 客室乗務員(キャビンアテンダント)

■いずれかの性別を蔑視、または特別視する表現は使わないようにしましょう。

いずれかの性別を蔑視、または特別視する表現や、性別によるイメージを固定化した表現は、多様性への配慮のない表現となります。

×

才色兼備、良妻賢母、男勝り、女だてらに、女々しい、未亡人、内助の功、

才女、才媛、女史、女中、家政婦、優男

「〇〇ちゃんは、職場の花だね」など、女性を特別視した表現

等

■性の多様性を意識した表現にしましょう。

アンケートなどの性別欄は、必要がある場合のみとし、「男性・女性・特定しない・無回答」など、多様な性のあり方を意識した表現にしましょう。

留意点

2

女性を「アイキャッチャー（人の目を引き付けるもの）」にいませんか。

注目を集めるためや親しみやすさを持たせるために、内容とは関係なく女性が使われていることがあります。女性の外見だけに重点を置いて飾りのように扱っている印象を与えます。

注目を集めるための手段として、若い女性を登場させないようにしましょう。登場させる場合は、内容に沿った表現となるようにして、伝えたいことを意識した表現にしましょう。

留意点

3

言葉自体に差別的要素が含まれている表現を使用していませんか。

身体の特徴や症状を表す表現の中には、相手に不快感を与えたり差別的な発言に捉えられたりする表現があります。知らないうちに相手を傷つけることのないよう、そうした表現は使わないようにしましょう。

×

めくら、つんぼ、(片)ちんば、びっこ、片輪(かたわ)、くろんぼ など



留意点  
4

本来は差別的表現ではないとされる言葉であっても、差別語と受け止める人がいるおそれのある言葉を使用していませんか。

身体的なことを比喩にした表現は慣用句として使用されることがありますが、障がいのある人が不快感、疎外感を抱くおそれがあります。特に、障がいをマイナスのイメージとして使用している表現は、障がいに対する差別や偏見を助長するおそれがあります。

身体的な比喩表現等はできるだけ使用しないようにしましょう。特に、マイナスのイメージで使われる用語は使用しないようにしましょう

×	○
片手落ち	▶ 不十分、不公平、気配りを欠く など
手短 (てみじか)	▶ 簡単に、簡潔に など
足がない	▶ 移動手段がない
白い目で見ると	▶ 冷淡な態度をとる、嫌悪する
盲人・盲目	▶ 目の不自由な方、視覚障がい者 など
色盲・色弱	▶ 色覚障がい 色覚異常 など
外人	▶ 外国人

※例えば、「片手落ち」は、「片+手落ち」から出来たことばで、本来差別を目的とした言葉ではないとされていますが、公式の場では、差別用語と捉える人がいること、また、障がいのある人の前で、この言葉を使えるかといったようなさまざまな視点に立ち対応する必要があります。[「手短」(てみじか) 等も同様]

留意点  
5

「障がいをもつ」という表現を使用していませんか。

「障がいをもつ」という表現は、障害を個人の問題とするイメージが強く、差別につながるおそれがあります。

「障がいをもつ」という表現は使用しないようにしましょう。

×	○
障がいをもつ人 (方) 障がいをおもちの方 など	▶ 障がいのある人 (方) 障がい者 など

留意点  
6

国や民族等に対する固定的な表現や差別的な表現を使用していませんか。

国や民族、地域等の名称の中には、その国や地域に住む人にとって差別的な意味を含むものや、不快感を抱くものがあります。また、食文化等の生活習慣の違いについて否定的な表現をすることは、差別につながります。

国や民族、地域等は正式な名称を使用し、それぞれの生活習慣を尊重するようにしましょう。

留意点  
7

型にはまった表現を使用していませんか。

型にはまった表現は、イメージを決めつけたり、偏見を助長してしまったりするおそれがあります。

イメージを固定化せず、誰もが対等である表現にしましょう。

## イラスト（例） ～ 表現を工夫してみましよう！ ～

◇例1

加害者＝男性、被害者＝女性など、型にはまった表現でイメージ付けをしていませんか。



性別等で強者、弱者とみなすなど、不必要な差をつけた表現はしないようにしましょう。

◇例2

性別で遊びや趣味、行動を制限していませんか。



好みや趣味、行動は人それぞれです。いろいろな個性を表現しましょう。

◇例3

仕事は男性、家事や介護は女性という思い込みはありませんか。



仕事や家庭で、誰もが対等な立場で協力しましょう。

◇例4

男性の仕事、女性の仕事という固定的なイメージを持っていませんか。



性別にかかわらず、誰もが対等に参画できる社会を作りましょう。

◇例5

高齢者は弱者、外国人は欧米人など、偏ったイメージを持っていませんか。



外見や特性などを思い込みで決めつけず、多様な形で表現しましょう。